（別紙）

義務教育段階における学校給食費の完全国庫負担による無償化を求める意見書

学校給食は、児童生徒の健全な心身の発達と豊かな人間性を養うために不可欠な教育活動であり、憲法第26条が定める「義務教育の無償」の精神に基づき、国の責任において全額無償化されるべきものです。

小学校における給食無償化については、「給食費負担軽減交付金」が創設されました。しかしながら、現行の支援制度は文部科学省の実態調査に基づく「全国平均額」を基準に算出された定額補助（月額5,200円等）に留まっています。

このため、以下の２点において地方自治体および子育て世帯に新たな負担が生じる構造的な欠陥が露呈しています。

第一に、国庫負担が全額ではなく都道府県との折半であるため、地方自治体の財政を著しく圧迫している点です。教育という国家の根幹をなす政策であるにもかかわらず、費用の半分を地方に転嫁することは、地方自治体の財政力によって教育環境の格差を生み出す原因となりかねません。

第二に、国が示す交付金はあくまで「全国平均」をベースとした一律の基準額であり、近年の深刻な物価高騰や地域の実情により、実際の給食材料費がこの基準額を大きく上回る地方自治体が多発している点です。この「実費との乖離」については国庫負担の対象外となっており、結果として地方自治体が独自に補填せざるを得ないか、あるいは保護者への実質的な負担として跳ね返っているのが現状です。

さらに、中学校への無償化の拡大についても、早期実現が強く望まれています。しかし、小学校と同様の不完全な仕組みのまま実施されれば、地方財政および保護者の負担はより一層深刻化せざるを得ません。

よって、政府および関係機関においては、地方自治体や子育て世代に負担を転嫁する現在の「給食費負担軽減交付金」を抜本的に改め、以下の項目を迅速に実施するよう強く要望します。

記

１．学校給食費の完全国庫負担化と、「実費」に基づく財政措置

小学校の「給食費負担軽減交付金」における国と地方の「折半原則」を廃止し、全額国庫負担へと移行すること。その際、全国一律の平均額による一律支給ではなく、各自治体の「実際の給食材料費」を確実に国費で担保する仕組みに見直すこと。

２．中学校における完全国庫負担無償化の早期実施

中学校における給食費無償化を速やかに実現すること。その際、小学校の課題を踏まえ、当初から地方自治体や保護者への超過負担が生じないよう、全額を国庫負担とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年　９月１８日